

泉佐野市フリースクール支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、不登校児童生徒の居場所となっているフリースクール（以下「施設」という。）の安定的かつ持続的な運営及び活動を支援するために、施設の設置者（以下「補助事業者」という。）に対して、施設の活動のために支出する経費の一部を助成することによりその持続可能な運営支援を図り、もって児童生徒の学校復帰や社会的自立に資すること、利用者の月額利用料の負担軽減のため、泉佐野市フリースクール支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、泉佐野市補助金等交付規則（平成17年泉佐野市規則第2号。以下「規則」という。）の規定によるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象施設)

第2条 この補助金の交付の対象となる施設は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 不登校児童生徒に対する相談・指導を行うことを主たる目的としていること。
- (2) 学校の長期休業期間及び祝日等を除き、月曜日から金曜日まで毎日開所していること。
- (3) 市内に施設又は活動拠点があること。
- (4) 施設の設置者は、非営利法人（学校法人を除く。）であり、学校との間に十分な連携・協力関係が構築されていること。
- (5) 1年以上の活動実績（任意団体として活動していた期間を含む。）があり、原則として、補助対象年度の前年度中に民間施設に受け入れた児童生徒のうち、施設において相談・指導等を受けた日数が、児童生徒が在籍している学校において指導要録上の「出席扱い」となった児童生徒がいること。
- (6) 泉佐野市に在住し、小学校、中学校、特別支援学校等に在籍する不登校児童生徒を受け入れていること。
- (7) 施設の利用料が著しく営利本位でなく、入会金、授業料等が明確にされ、保護者等に情報提供がなされていること。また、当該収入のみでは適切な運営が困難と認められるものであること。
- (8) 本市における「不登校児童生徒を支援する民間施設についてのガイドライン」に則った支援が行われていること。
- (9) 上記の条件の他、市長が認めた団体であること。

(補助対象経費及び補助額の算定方法)

第3条 この補助金の交付の対象となる経費及び補助額は、次の各号に掲げるもので、

補助上限額と対象経費の支出額の2分の1のいずれか少ない額とし、予算の範囲内においてこれを交付する。

- (1) 補助対象経費 当該フリースクールの活動のために直接的に支出する職員人件費、講師謝金、旅費、教材印刷・購入費、消耗品費、光熱水費、通信費、体験活動費・実習費、広報費等（施設・設備整備費を除く。）の運営費とする。
 - (2) 補助額 (1) の補助対象経費から入学金、授業料、教材費、その他の収入を控除した額の2分の1以内で市長が定める額（ただし、1団体当たり6月につき補助上限額240万円を超えることはできない。）
- 2 前項により算定した補助額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額を補助額とする。
 - 3 国・地方公共団体の他の補助金の対象となる経費については、補助対象外とする。
 - 4 補助金の交付対象期間は、補助金の交付決定のあった年度の4月1日から翌年3月31日までとする。

(申請の手続)

第4条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書（様式第1号）を別に定める期日までに市長に提出しなければならない。

(交付の決定)

第5条 市長は、前条の規定による交付申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認めたときは、補助金の交付の決定を行い、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の概算払)

第6条 補助事業者は、補助金の概算払を受けようとするときは、概算払請求書を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による請求があった場合において、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の全部又は一部について概算払をするものとする。

(実績報告)

第7条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、完了の日から1月以内又は翌年度の4月30日のいずれか早い期日までに補助金実績報告書を市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第8条 市長は、前条の規定による補助事業実績報告書の提出があった場合において、

その内容を審査し、必要に応じて行う現地調査等により、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合していると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者へ通知するものとする。

(交付決定の取消)

第9条 市長は、補助事業者が補助金を他の用途に使用し、その他補助事業に関して補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令の規定に基づく市長の処分又は命令に違反したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがある。

- 2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用するものとする。

(補助金の返還)

第10条 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消に係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

- 2 市長は、補助事業者へ交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(関係書類の整備)

第11条 補助事業者は、補助事業に係る経理を明らかにした帳簿及び関係書類を補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(報告及び調査)

第12条 市長は、この補助金について必要があると認めたときは、補助事業者に対し報告を求め、又は関係職員に調査させることができる。

(雑則)

第13条 この要綱の実施に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年2月1日から施行する。ただし、令和5年度分に係る交付事業の対象となる経費については、令和5年10月1日に遡及して適用するものとし、令和5年度予算に限り215万円とする。